

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険事務(資格・給付) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務(資格・給付)
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 町民は、大和町に届出を行うことで保険に加入することができる。また、町は給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条) ②各情報保有機関が保有する特定個人情報の確認。(情報提供ネットワークシステムを利用する) ③各情報保有機関への情報提供。(中間サーバーへ副本登録する) また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 資格管理: ・資格の登録 被保険者の資格および国保世帯の情報の登録を行う。退職被保険者等や介護2号被保険者、前期高齢者、マル学・住所地特例の情報についても登録を行う。 ・資格の異動 被保険者の資格および国保世帯の情報の変更を行う。被保険者の資格の喪失を行う。 ・資格の照会 被保険者の資格および国保世帯の情報の照会を行う。 ・証の発行 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の発行を行う。 ・特定同一世帯所属者の管理 特定同一世帯所属者情報の照会、登録、変更、削除を行う。 ・非自発的失業者の管理 非自発的失業者情報の照会、登録、変更、削除を行う。 ・旧被扶養者の管理 旧被扶養者情報の照会、登録、変更、削除を行う。 給付管理: ・所得区分の判定 負担区分、世帯所得区分(上位所得、低所得等)の判定を行う。 ・国保連合会への報告 共同電算処理システム用のファイルの作成を行う。 ・給付の申請・支払 高額療養費、療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、入院時食事療養費差額支給申請の情報を登録でき、支払処理と支払情報の管理を行う。 ・申請書の作成(給付) 出産育児一時金支給申請書、葬祭費支給申請書の作成を行う。 ・通知書の作成(給付) 支給決定通知書の作成を行う。 その他: ・所得照会書の作成 所得照会書の作成を行う。 ・保険税[料]の試算 国民健康保険に加入した場合等の保険税[料]の試算を行う。 ・報告資料等の作成 調整交付金資料、国民健康保険税の調の作成を行う。実態調査については、報告システム用ファイルの作成を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 国保総合PC 6. 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の30の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項、46の項並びに 平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第1条、25条、25条の2、26条 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別 符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民生活課 宮城県黒川郡吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1117

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I. 1. ②事務の概要	～③各情報保有機関への情報提供。(中間サーバーへ副本登録する) 資格管理:～	～③各情報保有機関への情報提供。(中間サーバーへ副本登録する) また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同	事後	
令和2年5月1日	I. 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 国保総合PC	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 国保総合PC 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年5月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の30の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第24条	番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年5月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年5月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年3月5日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、番号法別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項、46の項並びに平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第1条、25条、25条の2、26条 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号、番号法別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項、46の項並びに平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第1条、25条、25条の2、26条 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	令和3年9月1日施行の番号法の改正に伴う変更